

夫婦同姓の強制及び再婚禁止期間に関する  
民法の差別的規定の早期改正を求める会長声明

2015年(平成27年)10月28日

兵庫県弁護士会  
会長 幸 寺 覚

<声明の趣旨>

当会は、政府及び国会に対し、夫婦同姓を強制する民法第750条、及び女性のみにも6か月の再婚禁止期間を設ける民法第733条を速やかに改正するよう、強く求める。

<声明の理由>

民法第750条は、夫婦同姓の原則を定め、婚姻の際いずれか一方の氏を選ばなければならない規定となっている。その結果、実際にはほとんどの女性が婚姻に際し改姓を余儀なくされており、そのために職業上、社会生活上さまざまな不利益、不都合を被り、自身が生来培ってきたアイデンティティの喪失につながるケースも生じている。

また、同法第733条は、女性のみにも6か月の再婚禁止期間を設けている。しかし、今日の科学技術の発達により、親子関係の確定は比較的容易かつ迅速に可能となっており、同規定の必要性は失われている。

こうした民法第750条及び第733条の規定は、憲法第13条、第14条、第24条に反し、真の両性の平等や、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題である男女共同参画社会の実現を妨げるものであり、早急に、改正することが強く求められる。

民法の家族法にかかる差別的規定の改正については、平成8年に、民法改正案要綱として選択的夫婦別姓の導入等が盛り込まれ、すでに法制審議会へ答申がなされている。このうち、婚外子の法定相続分にかかる民法の規定については、平成25年9月の最高裁判所大法廷における違憲無効決定により従来の差別が解消されるに至っている。しかしながら選択的夫婦別姓を認めていない民法第750条の規定については、この答申から19年を経過しても法律改正はなされておらず、政府及び国会の立法不作為については、国連の自由規約委員会及び女性差別撤廃委員会などが繰り返し懸念を表明し、改正について重ねて勧告を行ってきたところである。

それでもなお、民法第750条を含む家族法の差別的規定は多年にわたり温存され、女性に対する構造上の不合理な差別は続いている。

折しも、民法第750条及び第733条の両規定については、このたび最高裁の大法廷に事件が回付され、憲法違反の有無について審理されることが決まっている。

当会としては、現実に不利益を被っている人に一日も早く差別的状況の解消をもたらすことが憲法上要請されることから、政府及び国会に対して、最高裁による司法判断を待たずに、少なくともこれらの差別的規定を速やかに改正するよう、強く求めるものである。

以上